

③ 年金税制

- OASDI は、被用者拠出分に控除ではなく、運用時は課税繰延、給付時は年金給付の 50% とその他の所得との合計が一定水準以上の場合に給付の一部が総所得に算入の上課税される。
- 税制適格年金(私的年金)については、運用時は課税繰延、拠出時に控除が認められる部分については給付時に原則課税となるが、適格性要件等様々な形態が認められている。

④ 我が国における議論に関連した先方のコメント

- 日本では寿命が伸びているのであるから、日本の年金制度をより自然な形で持続可能性のあるものとするためには、年金受給開始年齢の引上げを行うこと等により、より一層高齢者の就労を進めていく必要があるのではないか。但し、日本の企業に高齢者に対する就業先を確保できないといった問題が生じつつある点にも留意が必要である。
- 今後、日本の年金制度を持続可能なものとするためにも、まず経済を回復軌道に乗せることが先決であるが、それに加えて、イ) 給付をカットする方策、ロ) 社会保険料負担を引上げる方策、ハ) 年金給付への課税や消費税率の引上げなど税負担を引上げる方策が考えられよう。

2. 納税者番号制度について

(1) カナダ

① 制度意義

納税者番号制度は、納税者の提出する各種課税所得に係る納税申告書と取引の相手方の提出する情報申告書をマッチングすることにより、真正な税務申告を担保するとともに、納税者に修正申告を行わせたり、税務当局が調査等を行うための端緒を迅速に提供するものであり、税務当局にとって欠くことのできないものである。仮に番号がないとすれば、コンピュータ等による迅速なマッチングが非常に困難になるものと思われる。

② 利用分野

社会保険番号の使用は法律上に定められた社会保障目的を始めとする特定分野(25 分野)に限定されている。しかしながら、法律に基づいて行政機関が当該個人情報を収集・保管した目的と矛盾しない範囲で、当該番号を保有する個人が同意すれば、その他の目的(民間利用も含む)にも利用可能とされている。

③ マッチング手続

被用者の申告(還付)については、事前に雇用主から提出された情報申告書(T4)により一義的なマッチングが行われる。一般的にはその項目全てについてマッチングを行っているが、国民から過度なコントロールとの反発を招いているということはない。

④ プライバシー保護

プライバシー法に基づき、プライバシー・コミッショナーが個人情報保護制度の運用及び紛争処理を担当しており、納税者番号の管理運用についてもそれに従うこととされている。

⑤ 我が国における議論に関連した先方のコメント

カナダにおいて社会保険番号は社会保障給付の受給の際に欠かせないものであると同時に、関税歳入庁においても、当該番号を使用して社会保障給付に係る行政を一部代行していることから、納税者番号としてのマッチングが国民からより理解されやすいのではないか。

(2) アメリカ

① 制度意義

個人付番はマッチング率の多寡に関わらず、納税者の法令遵守の程度を高めるという効果があり、内国歳入庁(IRS)としてはこの恩恵に浴している。その結果、給与所得者を含め、税務申告等に対する全納税者の認識が非常に高いものとなっている。

② 利用分野

- ・ 社会保障番号は、社会保障給付での利用から税務行政への利用を経て、現在、各行政機関において共通番号として広く使用されている。また、社会保障番号の利用範囲(分野)は、民間利用も含めれば極めて多くの分野に広がっており、むしろ使われていない分野を探すの方が困難である。
- ・ 紳税者番号(社会保障番号の使用)は税務上強制利用(利用義務あり)であるが、それと同時に税制上の各種控除の適用や社会保障給付と併せて利用されており、色々な用途がいわば抱き合わせ(piggy-back-use)となっている。例えば、税制上の子女税額控除の適用の際には、子女の分まで社会保障番号の取得、申告が必要とされており、中には出生の折、病院に社会保障番号の申請書が予め置いてある例もある。

③ マッチング手続

米国の納税者番号のマッチングについては、当初は利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインに限って行われていたが、現在はより広い範囲でマッチングされている。基本的には、Form1099等に記載の上 IRS に提出が義務づけられている各項目(27項目(2002年現在))の全てについてマッチングを行っている。

④ プライバシー保護

- ・ 行政分野においては、連邦、州、都市町村を含めプライバシー法により、予め定められた目的以外の使用が禁止されている。収集された情報についても、IRS が社会保障庁(SSA)に情報を送付することとされている場合等を除き、他省庁と共有することは禁止されている。
- ・ 民間機関による番号の利用については、今のところ特にこれを制限する法令等は存在せず、最終的には利用者次第とされている。

⑤ 我が国における議論に関連した先方のコメント

- ・ 日本を始めとする納税者番号制度未導入諸国において、納税者番号を導入しその定着に向け制度を管理運営していくためには、広報活動を始めとする納税者とのコミュニケーションを良くすることが最も重要な課題であるように思う。IRS では、納税教育集会を行っている。
- ・ 紳税者番号制度の利用・定着を図るために、国民のプライバシー侵害への懸念を払拭するため、民間機関を含め、最初から番号の利用が可能な民間機関数を減らすことや利用目的に制限をかけるといったことも十分検討に値するのではないか。

3. 米国・ブッシュ大統領提案(配当二重課税の撤廃)について

(1) 配当課税を巡るこれまでの状況

- ① OECD によれば日本は今回の改正で配当課税が相当程度軽減されており、OECD 諸国中で中位に位置しているが、米国は世界各国中最も高い配当課税を課している国とされている。
- ② 米国の配当課税に係る従来の考え方(二重課税の調整をしない方式)は、経済全体における資本蓄積について歪みを与えていたと考えられる。

(2) 今回の大統領提案における基本的考え方

- ① 今回大統領が提案している配当二重課税の撤廃等の見直しについては、利払い、配当、内部留保(キャピタル・ゲインに反映)の間の資源配分の歪みを是正することを目的としている。
- ② 配当二重課税に係る調整については、既に完全に法人所得課税を支払っている法人の行う配当について個人の受取段階で調整(非課税)することが最も合理的かつ簡素であることから、こうした方式を今回提案している。
- ③ より難しい問題としては、キャピタル・ゲインとして実現するまで課税が繰り延べられることにより実質的に課税のなされない内部留保と即時に完全に課税される配当との間の調整がある。つまり、内部留保部分がキャピタル・ゲインとして実現する段階では、既に課税し終えたものとして実質的に非課税とするような仕組みが必要となる。
- ④ また、今回の提案の積極的な意義としては、これにより企業が積極的に配当を行うようになることで、コーポレート・ガバナンスが改善されることも予想されるという点が挙げられる。

(3) 執行方法

- ① 配当を受領した場合には、支払法人税額に対応した法人所得からその法人の支払税額を差し引いた金額(総所得不算入配当枠: Excludable Dividends Amount(EDA))を申告書の所定の欄に記入して申告すれば、金融機関等からの情報申告書との間でマッチングが行われる。
- ② 内部留保された場合にも、同様の計算が行われる。総所得不算入配当枠(EDA)から実際の配当額を控除した金額の範囲内における内部留保について、配当とみなして全ての株主に割り当て、キャピタル・ゲイン課税の際の取得価額を上方に調整する。
- ③ いずれにせよ、こうした手続のためには個人投資家も含めて取引記録等が電子的に保存される必要が生ずるが、実際には、投資家に代わって金融機関、証券会社、ミューチュアル・ファンドがこれを行うこととなるであろう。特に証券会社は、サービスの一環として、個人投資家のこうした株式取引に係る税額の計算を一手に行うこととなるであろう。

(4) 経済効果、評価等

- ① 株価を5%～10%程度上昇させる効果があるとされている。但し、これは各市場アナリストの分析を蓄積し、それらの平均的な予測(推計)を保守的に採用しているものである(財務省)。
- ② 今回の大統領提案について、政治家やマスコミの中には短期的な経済刺激の一環とみなして評価している様子も伺えるが、今回の配当二重課税の撤廃は、あくまで資本課税の効率性を理論的に追及し、長期的な経済成長の実現に資するものであることを理解して欲しい(CATO研究所)。
- ③ 配当二重課税の見直しについては基本的に支持するが、仮に見直しを行う場合には、将来再び悪化することが予想される財政赤字が更に拡大しないように、歳入中立の形で行われるべきものと考える(CATO研究所)。
- ④ 本来、今回の措置による資本の最適配分の実現は経済成長を促進するはずであるが、その効果は、減税による消費刺激や財政赤字の拡大を通じた中長期的な資本蓄積の減少により相殺されてしまうのではないか(ブルッキングス研究所)。
- ⑤ 今回の提案は、同時に減税をしながら政府の長期的な歳入をどのように確保していくのかといった点に答えていないところに問題がある。推進派は、今回の措置の株価への影響や消費刺激といった短期的な効果を強調しつつ、他方で、中長期的な経済成長のためには配当二重課税の撤廃を通じた資本蓄積が必要と説明しており、矛盾を生じている。更に、配当二重課税の撤廃は、従来から配当を行っている企業には有利に働くが、配当余力のない企業や新規